

二次避難所運営マニュアル（R5.2）の改訂のポイント

R5年2月 健康福祉局総務部危機管理担当

1 主な改訂

- (1) R3.5月の災害対策基本法等の一部改正への対応。
- (2) 二次避難所は市内入所施設 100 か所を対象とし、開設手順を見直すとともに、施設運営法人の人員により運営することを明記。あわせて受援体制について検討を進める。
- (3) 以下の5点を反映
 - ①災害福祉調整本部設置
 - ②各区へ二次避難所連絡要員を2名ずつ派遣
 - ③3リハを直営二次避難所として開設
 - ④市内入所施設へのE-Welfiss導入
 - ⑤防災備蓄物資の配布
- (4) 市の組織改正を反映
- (5) E-Welfissの検証
 - 令和4年7月28日 E-Welfissを用いた情報伝達訓練を実施
 - 12月22日 E-Welfiss、MCA無線を用いた情報伝達訓練
 - 令和5年2月 2回の情報伝達訓練による検証

2 今後の検討課題

- (1) 指定福祉避難所の指定
- (2) 個別避難計画と直接避難
- (3) 避難者の搬送担当要員及び搬送車両確保
- (4) DWATなど、他都市からの受援体制